国立大学法人岡山大学産学官連携秘密情報管理ポリシー

令和2年11月1日 学 長 裁 定

岡山大学は、「国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー」を制定し、産学官連携活動を効果的に推進することにより、我が国の経済・社会の発展に貢献するとともに、本学における教育と研究の社会的付加価値を高めることとしている。

この一環として、「組織」対「組織」の本格的産学官連携を推進するため、研究成果の公開を原則とする大学が、産学官連携における秘密情報を適切に管理することの重要性を踏まえて、本学における産学官連携の秘密情報管理の基本的な考え方を示すものとして、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、「秘密情報の保護ハンドブック(平成28年2月経済産業省)」、「大学における秘密情報の保護ハンドブック(平成28年10月経済産業省)」等に基づいて、以下のとおり産学官連携秘密情報管理ポリシーを定める。

1 月 的

産学官連携における秘密情報を適切に管理するため、管理と有効利用とのバランスを考慮した管理体制の構築や取扱いの原則についての基本的な考え方を示すことにより、外部機関等及び社会からの信頼を確保し、もって、産学官連携活動の推進に資する。

2 秘密情報

本学が保有する情報資産のうち産学官連携に関する情報であって、①本学独自に 創出、②外部機関等からの提供、③共同研究等による共有成果で本学が「秘密」 として適切に管理する必要があるもの。

3 対象者

(1) 役職員

役員及び教職員(再雇用職員,非常勤職員,特別契約職員を含む。)

(2) 学生等

学生(非正規生を含む。)、受託研究員、共同研究員、研究協力者、 客員教授、特命教授(研究)等

4 管理の体制・原則

- (1) 個々の研究責任者を秘密情報管理責任者とし、大学全体の管理責任者として 統括秘密情報管理責任者を、部局ごとに部局秘密情報管理責任者を置く。
- (2) 秘密情報は、取得等の種別及び重要度・影響度等により評価し、必要となる 管理水準に応じた管理区分の指定と、濃淡管理を行うなどのリスクマネジメントを実施する。
- (3) 役職員及び学生等は、本学の産学官連携における秘密情報管理に協力するとともに、本学が行う教育訓練に参加し、不正競争防止法及び関係法令並びに本学の関係諸規則を遵守しなければならない。

5 産学官連携秘密情報管理に関する規程

大学規程として産学官連携における秘密情報の管理方法等に関する必要な事項を 定め、もって、秘密情報の適切な管理を図る。